

企画競争説明書

業務名称： 南スーダン国スポーツを通じた平和促進プロジェクト

調達管理番号： 21a00284

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7 プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月23日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年6月23日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：南スーダン国スポーツを通じた平和促進プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月 ～ 2024年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【村上幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南スーダン事務所

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

¹ 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

なお、本案件に先行して実施された本プロジェクトの第 1 段階において、直営専門家「チーフアドバイザー」及び「青少年エンパワメント／業務調整」が派遣されていました。

上記 2 名の専門家また本件業務の TOR を実質的に作成する業務や各種評価・審査業務を行ったと判断される当機構南スーダン事務所前所長については、排除者といたします。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2021年7月2日 12時

（2）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2021年7月8日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2021年7月27日 12時

（2）提出方法：

プロポーザル・見積書について、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

① 本邦研修に係る経費

<2021-2022 年度に実施を想定>

・スポーツ行政（タスクフォース対象）（遠隔）：1回

・スポーツ行政（実務者レベル）（遠隔）：1回

・学校体育（遠隔）：1回

- ・ スポーツ振興（遠隔）：1回
- ・ <2023-2024年度に実施を想定>
- ・ スポーツ行政（タスクフォース対象）：1回
- ・ スポーツ行政（実務者レベル）：1回
- ・ 学校体育：1回
- ・ スポーツ振興：1回

② 現地再委託に係る経費

効果測定調査：1回／年×3年

③ 広報活動に係る経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

a) 特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) SSP1 = 0.2544 円

b) US\$ 1 = 109.811 円

c) EUR 1 = 134.026 円

5) その他留意事項

a) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

b) 南スーダン国内における宿泊については、当機構が直接提供しますので、宿泊料については、計上しないでください。

他方、朝食代・夕食代見合いとして一夜当たり5,800円を計上して下さい。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／平和構築

b) スポーツ行政／研修

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 26 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手育成加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年8月17日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果（順位）及び契約交渉権が第1位にならなかった者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：平和構築に関する業務（加えて、スポーツに関する業務の経験があることが望ましい）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。なお、コロナ禍での渡航は現時点では可能であり、南スーダン政府による隔離免除を受けることが可能ですが、到着日翌日より3日間は自主隔離を行う運用としています。但し、コロナ禍の影響次第では、現地渡航できない状況や隔離免除を受けられない可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から変更・延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／平和構築
- スポーツ行政／研修

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／平和構築）】

- a) 類似業務経験の分野：平和構築
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 スポーツ行政／研修】

- a) 類似業務経験の分野：行政一般
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／平和構築</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>スポーツ行政／研修</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	

第3章 特記仕様書案

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「南スーダン国スポーツを通じた平和促進プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

（1）南スーダンにおける平和の定着の現状と課題

南スーダン共和国（以下、「南スーダン」という。）は2011年7月に独立を果たしたが、その後国内の権力闘争を背景にし、伝統的に存在していた民族間の対立が表面化して紛争が継続的に発生してきた。2013年12月の大統領・副大統領間での騒擾発生の後2015年8月には「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書」が署名されたものの、2016年7月には再び両派間で騒擾が発生した。その後2018年9月の「再活性化された南スーダンにおける衝突の解決に関する合意（R-ARCSS）」が関係者間で結ばれ、関係者の政治的な意思の下、2020年2月に暫定移行政府が樹立された。

他方、南スーダンが平和を実現し独立国として安定した発展を遂げるためには、政治レベルでの和平合意の履行だけでなく、その基盤として民族間融和を通じた包摂的な社会の形成が不可欠である。約1,200万人の国民が民族間対立意識を超えて「南スーダン国民」としての一体的意識を形成していくために、特に次世代を担う若年層を対象としてその取り組みを行うことが求められている。

2018年6月に第二次国家開発計画として策定された「南スーダン開発計画（SSNDS）2018-2021」では、南スーダンを平和で統一された国家にするとともに、グッド・ガバナンス、経済的・社会的繁栄に向けた基盤整備を行うことを目標に、ガバナンス、法の順守と治安部門改革、経済的繁栄、社会・人間開発等が重点分野として掲げられている。また、社会・経済開発を牽引する原則の一つとして、若年層や女性のエンパワーメントが位置付けられているほか、横断的な対応事項として、平和構築や経済への若年層や女性の参加促進が戦略実現に向けた重要な活動として位置づけられている。

（2）南スーダンに対する日本及び JICA の協力方針

日本政府は南スーダンの平和の定着・国づくり支援を目的として、基礎的な経済・社会インフラ整備、代替産業育成、基礎生活、生計向上、ガバナンス分野における支援を行うとともに、和平合意プロセスの促進支援や国内避難民等に対する人道支援を行っている。JICAはガバナンス分野を重点分野の一つとして、国全体の持続的な和平の定着に向けた、紛争の影響を受けた社会の再建やコミュニティの信頼関係の醸成に配慮した協力を展開している。

また、本案件はSDGs達成に向けて、主に下記3つのSDGs目標に貢献する。

目標16「平和と公正をすべての人に」

目標4「質の高い教育をみんなに」

目標5「ジェンダー平等を実現しよう」

（3）若年層を対象としたJICAの協力実績と本事業実施に至る経緯

JICAは2016年以降、「スポーツを通じた平和構築のための情報収集・確認調査」

及び「スポーツを通じた平和促進（個別専門家）」を通じ、4度の全国スポーツ大会「国民結束の日」（NUD: National Unity Day）の開催支援を行い、若年層を中心とした国民間の融和と社会的統合の促進を試みてきた（なお、本プロジェクトでは、2020年1月に第5回NUDの開催を支援した）。その結果、第4回NUD開催時に実施した調査では、NUDを通して参加選手（19歳以下の若年層）の95.6%が「他地域の選手と友人となった」と回答し、また99.7%が他地域・他部族の人との交流を「Comfortable」と回答するなど、スポーツを通じた活動が、若年層の相互理解促進に効果的であることが確認された。

他方、NUDは地方選抜の限られた選手及び開催地であるジュバ市のコミュニティ・住民に裨益が限られ、より多くの若年層にNUDのようなスポーツを通じた融和の機会を広めることが社会全体の融和促進に重要であること、また学校やコミュニティレベルでスポーツを通じた平和促進活動を実施するには、スポーツ活動の実施主体となる学校やスポーツクラブ・アカデミー²の運営管理者・教員や審判・スポーツ指導者等の人材育成が必要であること等の課題が存在していることが明らかになった。また、スポーツを通じた平和促進活動（NUDの実施及び学校やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルの活動）に必要な資金的・技術的な支援を受けるためのスポーツ競技団体（例えば国際サッカー連盟などの国際競技連盟や国内外のプロスポーツクラブなど）や国際機関・NGO等との連携体制を構築し、活動の継続性・主体性を確保していくことの必要性を確認している。

青年・スポーツ省（2020年2月に文化・青年・スポーツ省より改名。以下、「スポーツ省」という。）をはじめとする南スーダン政府は、本活動を継続・拡大し、社会的統合・融和と若年層育成に取り組む意欲を示し、日本政府に対しこれら課題解決を図るための技術協力プロジェクト（以下、「本事業」という）を要請した。日本政府により本要請が採択されたことを受け、2019年11月より2段階技プロの第1段階として、JICA直営専門家による活動を開始、国内有識者との意見交換や南スーダンにおける現地調査や活動の試行的実施を行い、2020年12月にプロジェクト構想会議を実施した。

これら結果を踏まえ、プロジェクトの詳細計画を策定し、2021年6月のJCCにてPDM及びPOの改訂を行ない、第2段階として業務実施契約により事業を実施するものである。なお、コロナ禍による活動及び調査の実施に遅れが生じたことに伴い、プロジェクトの実施期間を2019年11月～2024年10月の5年間（1年間の延長）とすることを決定している。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

和名 スポーツを通じた平和促進プロジェクト

英名 Project for Youth Empowerment through Sports for Peace Promotion (YES for

²南スーダンではスポーツクラブとスポーツアカデミーが存在し、いずれもコミュニティにおける主に若年層が参加するスポーツ活動を行う民間団体（基本的に非営利）である。スポーツクラブは16歳以上の選手を対象に、スポーツアカデミーは7歳から15歳までを対象とした、スポーツ競技の技術力向上を主目的とした活動団体である。サッカーでは、上記の年齢基準に基づき両団体が組織されていることが多いが、陸上競技、バレーボール、バスケットボールなどでは年齢基準は曖昧であり、一律にスポーツクラブと呼ばれている。

Peace)

(2) 上位目標

スポーツを通じて南スーダンの若年層を中心とする国民の相互信頼や結束が高まり、融和が促進される。

(3) プロジェクト目標

若年層を対象にした、スポーツを通じた平和促進活動を推進するためのスポーツ省、一般教育・指導省及びパイロット州政府の事業実施能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果1：スポーツ省のNUD関連活動に関する、事業計画、実施、監督及び評価、財政管理能力、調整能力が強化される。

成果2：ジュバ及びパイロット州の学校やスポーツクラブ・アカデミーにおいて、スポーツを通じた若年層育成による平和促進活動のための実施体制が構築される。

成果3：スポーツ省及び教育省と活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）及び協力機関（スポーツ支援団体、国際機関・NGO、各国大使館、民間企業等）とのスポーツを通じた平和促進活動に関する連携プラットフォームが構築される。

(5) 活動

【成果1に係る活動】

1-1：全国スポーツ大会や地方大会を実施する他国事例の視察や、NUD実施に係る関係者のニーズ調査を行い、NUDを継続開催していくために能力強化が必要な課題を分析する。

1-2：NUD実施に係る関係者（中央・州政府職員、タスクフォースメンバー、スポーツ指導者、審判など）に対する研修を計画・実施する。

1-3：NUDを毎年開催するための準備・調整会議を、関係者と少なくとも年2回開催し（州会合、州コンサルテーション会議、モニタリング訪問等を含む）、既存のNUDマニュアルに従い競技内容・ルール、選手選考方法等を決定する。

1-4：各州における選手選考プロセスをモニターし、州における選考方法を年に1度改善する（選考において包摂性や女性の参加を阻害する要因を分析し、より良い選考方法を検討する）

1-5：NUDを毎年開催する。

1-6：スポーツ省よりNUD開催予算を増加すべく、スポーツ省内のNUD開催の重要性についての理解度向上に努め、スポーツ省大臣や次官に予算確保について働きかける

1-7：NUDの準備・実施プロセス及びNUD結果を評価し、既存のNUDマニュアル³を改訂する。

³ Manual for National Unity Day (2018年9月)：スポーツ省により策定されたNUDの計画・実施に関するマニュアル（37頁、但し付属資料は除く）。準備会合及びNUD、調査・評価の目的・方法や、NUDの計画・実施時における留意点（選手選考の公平性や包摂性、ルールの策定・周知・遵守、安全対策など）等を定めている。

【成果2に係る活動】

- 2-1：学校体育及びスポーツ教育の現状、スポーツクラブ・アカデミーの活動状況及び教員・スポーツ指導者の配置・育成機会等の調査を実施する。
- 2-2：学校体育やスポーツ指導者の育成システム等に関する他国事例の視察や、活動実施のリソースとなりうる平和大使（NUD参加者）の関心・ニーズ調査を行い、学校やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルのスポーツを通じた平和促進活動の具体的な事業案や活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）の能力強化が必要な課題を分析する。
- 2-3：コミュニティレベルのスポーツを通じた平和促進活動に係るパイロット事業案を、パイロットとして選抜された学校やスポーツクラブ・アカデミーと共に検討・計画する。その際、NUDに参加した平和大使の活用を検討する。
- 2-4：各パイロット事業を実施するために必要な、中央・州政府職員、学校やスポーツクラブ・アカデミーの運営管理者（運営委員会やPTAなど）・教員、審判・スポーツ指導者に対する研修を計画・実施する。
- 2-5：学校やスポーツクラブ・アカデミーとパイロット事業を実施する。
- 2-6：研修・パイロット事業の結果をモニタリング・評価し、YES for Peace体育・スポーツ教育指導ガイドラインを作成する。その際、学校・スポーツクラブ・アカデミーが期待するスポーツ活動による若年層育成の要素（ライフスキルの発展や心理社会ケアなど）を反映する。
- 2-7：スポーツを通じた平和促進活動を広めるうえで必要な活動（新たな裨益層へのアプローチやコミュニティレベルでの活動案）を検討する。

【成果3に係る活動】

- 3-1：活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）及び協力機関（スポーツ支援団体、国際機関・NGO、各国大使館、民間企業等）とのスポーツを通じた平和促進・調整会議を定期的を開催する。
- 3-2：協力機関に対し、若年層を対象としたスポーツを通じた平和促進活動への資金的・技術的な継続支援を呼びかける。
- 3-3：活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）が外部から技術的・資金的支援を得るために必要な活動や能力強化に係るニーズを調査する。
- 3-4：NUD開催やコミュニティレベルの活動への継続的な外部支援を受けるための戦略を取りまとめる。

（6） 対象地域

プロジェクト実施チーム執務：首都ジュバ

対象地域：中央エクアトリア州ジュバ市及びパイロット州（なお全国スポーツ大会は南スーダンの全ての地域からの参加者を対象とする。）

（7） プロジェクト期間

2019年11月～2024年10月（5年間）

（本事業は2段階方式の技術協力プロジェクトであり、2019年11月～2021年5月を詳細計画策定フェーズとし、その後を本格フェーズとしている。）

(8) 関係官庁・機関

- 1) 中央レベル（実施機関）：スポーツ省、教育省（スポーツ省及び教育省のメンバーを含めたYES for Peaceタスクフォースが配置されている。）
- 2) 地方レベル：州スポーツ省、州教育省
- 3) コミュニティレベル：選抜された学校やスポーツクラブ・アカデミー

第4条 業務の目的

南スーダン国「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」は、ジュバ市及びパイロット州において、若年層を対象としたスポーツを通じた平和促進活動（全国スポーツ大会の実施及び学校やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルの活動）の実施及びスポーツ支援団体・国際機関・NGO等との連携体制の構築を行うことにより、中央・州政府・関係組織によるスポーツを通じた平和促進活動の実施能力強化を図り、もって南スーダンの国民の相互信頼や結束を高め、融和促進に寄与するものである。

本業務は、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2020年8月8日に南スーダン政府と締結したR/D（討議議事録：Record of Discussions）及び2021年6月に締結したR/D変更M/M（会議議事録：Minutes of Meetings）に基づいて実施される「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) YES for Peace タスクフォースの役割について

本事業の実施機関であるスポーツ省と教育省のカウンターパート（C/P）による「YES for Peaceタスクフォース（以下、タスクフォース）」（スポーツ省5名、教育省2名）が設置され、プロジェクトの実施部隊として活動している。ただし、プロジェクト活動を通じ、タスクフォースの役割や将来的な活動規模を見据え、必要に応じてタスクフォースの役割やメンバー構成等を見直していく必要がある。

本事業の実施段階においては、NUD（成果1）やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルのスポーツを通じた平和促進活動（成果2）は、主にスポーツ省所属のタスクフォースメンバーが主導し、学校による活動（成果2）は教育省所属のタスクフォースメンバーが主導することになる。また、スポーツ省はスポーツ指導者の育成支援を担っているため、成果2においては、スポーツクラブ・アカデミーの指導者・運営者に加え、学校の体育教員に対しても、平和促進に資するスポーツ活動に係る研修実施等を、スポーツ省所属のタスクフォースメンバーが主導する。加えて、スポーツ省が有する各種スポーツ連盟・協会の登録やスポーツ関連に係る調整機能を踏まえ、成果3に係る活動を推進する。

本事業を通じ、タスクフォースが日本の「日本スポーツ協会」のような役割・機能を有し、持続的な活動の実施機関となっていくことを目指す（但し、既存組織や各省の役割を見据えながら、実態に応じた機能強化を目指すことが必要）。そのため、スポーツ省及び教育省の業務遂行が縦割りにならないように注意し、タスクフォース内での密なコミュニケーションと適切な合意形成を促進するよう留意する。

(2) プロジェクトの対象地域

本事業の対象地域は、NUDの開催地（成果1）及びコミュニティレベルのスポーツを通じた平和促進活動（成果2）とともに、中央エクアトリア州のジュバ市とすることを基本とする。ただし、地域や民族の包摂性に鑑み、将来的にこれら活動が地方に展開していくことを念頭に置いた計画・実施を行う。具体的には、ジュバ市以外でのパイロット事業の実施可能性の検討（パイロット州での遠隔調査の実施など）や、外部資金動員によるパイロット州での活動支援を検討する。なお、NUDの参加者は、南スーダンの全ての地域からの参加とし、各地域における選手選考についても民族や性別等の包摂性や公平性に配慮することが必要である。

なお、本事業の裨益者は次の通りとする。

- 直接受益者：スポーツ省職員及び州政府スポーツ省職員、教育省職員及び州政府教育省職員、選抜された学校やスポーツクラブ・アカデミーの運営管理者（運営委員会やPTAなど）及び体育教員や審判・スポーツ指導者等
- 最終受益者：NUDの参加者（全国の若年層）、NUDの観客等の一般市民（ジュバ市及びパイロット州）、コミュニティレベルのパイロット事業の参加者（若年層、コミュニティ）

(3) 「スポーツと開発」の推進と国内外における事例・教訓の活用

JICAは2018年4月に「スポーツと開発」事業取り組み方針を取りまとめ、その取り組みを推進している。「スポーツと開発」に関する事業・活動の活性化に向け、競技団体・大学・地域など関係機関とのさらなるネットワークの構築や好事例・知見の蓄積を進めていくこととしている。また、日本国内のみならず、日本国外や南スーダンにおいても、開発に資するスポーツを活用した様々な活動が実施されている。本事業においては、国別研修や第三国研修、現地国内研修を通じ、これら国内外のネットワークやリソースの活用により、プロジェクト目標・成果の達成に向けた取り組みを促進していく。

なお、スポーツには行政やコミュニティ、開発パートナーやスポーツ競技連盟、民間企業、観客等、様々な人々・組織が関係する。スポーツを活用した取り組みを推進する本事業においても、関係者それぞれの立場や考え方を意識し、それぞれが求める成果の達成も考慮しながら各活動の計画・実施、モニタリングを行っていくことが必要となる。特に、体育やスポーツ活動などは、学校教育において学校やコミュニティから優先順位が低くみられる可能性があるため、彼らのニーズに沿った活動の計画・設計や、コミュニティによる主体的な参画を促進するよう留意する。

(4) スポーツを通じた平和促進活動の効果測定について

スポーツを通じた平和促進への効果については確立された評価方法がなく、JICAが「スポーツと開発」を促進していくための先行事例として、本事業を通じ

経験・知見が得られることが期待されている。これまで、先行案件を通じて、NUDの効果測定調査を継続的に実施しており、本事業においても、指標の設定や成果の測定・対外発信のため、NUDやコミュニティレベルでの活動に対する効果測定調査を実施していく。

なお、JICA緒方研究所は、「スポーツと平和・開発に関する研究」を2019年8月から実施しており、本事業も研究対象案件と位置付けられている。具体的には、2020年1月に実施された第5回NUDと、2022年1月に実施予定の第6回NUD（2021年1月は未開催）を対象に、経済実験や定性的・定量的な手法による分析を実施している。本事業は、係る研究実施を側面支援することも含まれる。但し、本事業で実施する効果測定調査とJICA緒方研究所による研究活動の内容が重複しないよう注意する。

（5）外部資金動員を活用した事業の持続性の確保と連携の推進

南スーダン政府の国家財政は厳しい状況にあり、各省や地方への予算未配布や、公務員給与の遅配等の課題を抱えている。スポーツ省及び教育省は、NUD大会運営費だけでなく、通常の活動を実施する資金がない状況にあり、持続的な外部資金動員が不可欠である。他方、国際機関や欧米ドナーは、政府の財政の透明性の課題などを理由に、政府への直接的な資金支援は避けている状況にある。これまで、NUD開催に対しては、国際機関やドナーによる支援（物資・資金支援や若年層向けワークショップの共催など）があったが、いずれもJICAを介した支援となっており、事業終了後も継続的に外部資金を動員できるメカニズムの構築を検討する。

南スーダンにおける紛争の影響を受けやすい若年層の課題に対し、多くの国際機関や開発ドナー、NGOは若年層を対象とした事業・活動を展開（※）しており、これまでのNUD支援に引き続き、これら機関との連携を目指す。加えて、他国において国際競技連盟やプロスポーツクラブなどが国内外のスポーツ活動を支援している例や、南スーダンにおいてスポーツ関連活動を支援する民間団体やNGOが存在していることを踏まえ、これらスポーツ支援団体の関心・目的（競技力の向上、スポーツ競技の振興等）を把握しながら、継続的かつ技術的・資金的な支援が得られるための体制・方策を検討する。

（※）国際機関や開発ドナー、NGOの活動事例

- ・ UNDP : Lakes州などの州単位で南スーダンレスリング大会を実施
- ・ UNICEF、IOM、UNMISS、USAID : 文民保護区（POC）においてキックボクシングやサッカー大会などを主にイベント形式で実施。
- ・ UNESCO、UNFPA、UNMISS : 若年層を対象にした平和と開発に向けたカンファレンスを実施

（6）紛争予防配慮（包摂性や透明性の確保など）について

本事業の実施により紛争要因を拡大させないための留意事項として、裨益対象者の選定や参加において、包摂性と透明性に常に配慮し、女性や障害者、国内避難民、退役軍人などの脆弱層含め、人々の不公平感を助長しないように工夫する。

例えば、NUDの参加者選考やコミュニティ活動の計画策定において、参加者の選考方法や公正・公平な選考実施、その実施状況のモニタリングを行い、より多くの若年層や上記の脆弱層が参加する機会を得られるよう配慮する。また、女性が参加できる競技の選定や、障害者スポーツの啓発活動なども包摂性を配慮する

取り組みとして考えられる。

(7) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する取組について

過去のNUDに参加したコーチ1名及び陸上選手4名が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京オリ・パラ）の出場候補選手として選出され、2019年11月より前橋市による長期トレーニング事業に参加している（オリンピック3名、パラリンピック1名）。東京オリ・パラ後に南スーダンに帰国した際には、NUD参加者として、本事業の実施における現地リソースパーソンとなり得る人材である。本事業においては、平和促進やスポーツ振興の観点より、上記陸上選手4名を含めた東京オリ・パラの南スーダン選手団との連携可能性を検討し、若年層のエンパワーメントに係る活動等の実施を検討する。

なお、南スーダンの東京オリ・パラにおけるホストタウンとなった群馬県前橋市は、東京オリ・パラ後も、NUD参加選手より選手を受入、同市における短期トレーニングの機会提供や、市民との交流等の関係継続を検討している。国内外メディアの関心が高い活動であるため、同市による活動に合わせ、本事業における活動状況や成果を効果的に発信するべく留意する。

(8) 安全対策、コロナ感染対策について

C/PやNUD参加選手のジュバ～地方間の移動については、各地域の治安情勢に配慮し、空路移動を必須とする等の安全配慮を徹底する。なお、国内移動に際しては、新型コロナ感染対策としてマスク着用が義務づけられている。

また、日常的な活動においても、マスク着用や手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保等の新型コロナ感染予防を徹底する、さらに、NUDやコミュニティ活動などの不特定多数が参加する活動を実施する際には、南スーダン政府の対策措置状況を常に把握し、南スーダン政府の新型コロナ対策委員会や各省による必要な実施承認や、現場レベルにおける新型コロナ感染予防対策の実施や感染発生時の対応方針の準備等を必ず行う。

(9) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICA南スーダン事務所に提言を行うことが求められる。JICA南スーダン事務所は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

(10) その他の留意事項

(ア) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）の開催

プロジェクトの円滑かつ効果的な運営のため、少なくとも半年に1回程度JCCを開催し、必要に応じてプロジェクトに関する重要事項に係る意思決定をする。

また、JCCでは、プロジェクトの進捗や懸念事項、成果の発現に資する提案等を関係者間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させる。なお、JCC

のスケジュール、発表内容等についてはJICA側と事前に協議すること。

(イ) プロジェクトのモニタリング

案件開始時にR/D変更M/M署名時に合意したPDM、POに基づき現状を確認した上で、変更の必要性についてJICA南スーダン事務所に報告し、JICA南スーダン事務所から提供されるフォーマットに基づき、Monitoring Sheet (Ver.3以降)を作成する。なお、その際、R/D署名時に合意したPDM、POの変更の必要性がないか確認し、変更する必要がある場合にはJICAと協議すること。

JICAは、プロジェクト期間中、6カ月に一度の定期モニタリングを予定している。本モニタリングに際して、コンサルタントは業務に関連した資料等を整理・提供し、C/Pと共同してMonitoring Sheetを作成し、JICA南スーダン事務所に提出する。また、JICA本部からの運営指導調査等の現地調査が実施される場合、必要な便宜を供与する。(Monitoring Sheetは、6カ月に一度の頻度で更新し、JICAからの提供依頼を受けた場合には開示すること。)

(ウ) 日本国内の会議及び現地会議

コンサルタントは、JICA南スーダン事務所との定例会等、本業務に関連した会議に適宜出席し、会議資料及び議事録を作成・提出する。なお、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項及び方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。また、現地でのC/Pとの協議についても適宜メモランダムを取り交わす等、合意事項を必ず文書で確認することとする。

(エ) 広報活動

業務実施にあたっては、本事業の意義、活動内容及びその成果を南スーダン及び我が国両方の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクトの活動や成果を可視化し、効果的な広報に務めること。特にスポーツは注目を集めやすいテーマであり、開発業界のみならず広く発信をすることが可能である。

広報活動の全体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法を、業務期間中適宜、JICA南スーダン事務所に対し提案すること。また、同プロジェクトに関する既存のSNSサイトやJICAが開設する技術協カウェブサイトを(日本語・英語)のコンテンツの中で、活動の進捗状況等を広報すること。また、各種セミナーや国際会議等でプロジェクトの成果発表を勧奨する(JICAが発表を依頼する場合もある)。なお、現時点で想定される広報活動について、プロポーザルにて提案し、その費用については別見積もりとすること。

第7条 業務の内容

【全体に係る業務】

(1) ワークプランの作成

日本国内で入手可能な資料・情報(他国の類似案件を含む)を整理し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法(技術移転の手法、援助協調への取組み方法、実態(ベースライン)状況の把握方法と調査項目案等を含む)、実施体制案、業務工程計画等を作成し、JICA南スーダン事務所の承認を得た上で、ワークプランとして取りまとめる。

(2) ワークプランの説明・協議

ワークプランについてC/Pと共有・協議し、南スーダン側と協調しながら最終化を図る。また、南スーダン側との協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。

なお、プロジェクト従事開始後速やかにJCCを開催し、JCCメンバーへ同プラン内容を含む本事業に係る概要を説明する。また、プロジェクト終了時には、JCCの機会等を利用して、スポーツ省及び教育省等関係者に対して成果を報告することとし、プロジェクト終了後の持続性についても関係者と十分に議論する。

(3) 開発協力機関等とのワークプランの共有

若年層エンパワーメントや教育セクターに関する関係機関や、若年層やスポーツに関わる関連組織（スポーツ競技連盟、若年層支援団体、教会コミュニティなど）等を対象に、C/Pと共同でワークプランに基づき、本事業の概要を説明し意見交換を行い、関係者間の共通認識を醸成する。

(4) プロジェクト実施体制の整備（関係者の職務、役割分担の明確化）

討議議事録（R/D）の記載事項を前提に、C/Pとともに本事業の目標・成果の達成のために必要な活動の整理や、JICA・C/P双方の負担事項、関係者の職務と各活動実施における役割分担を確認する。なお、係る結果をJCCで周知するとともに、スポーツ省や教育省から必要な人員配置や予算措置、規則・通達等の制定・通知がされるよう、直接のC/P以外の関係者からの理解や積極的な関与を促す。

(5) Monitoring Sheet、プロジェクト進捗報告書、プロジェクト事業完了報告書の作成・協議等

6カ月に一度、C/Pと共同してMonitoring Sheetを作成し、JCC等にて関係者とプロジェクトの進捗を確認・協議する。

Monitoring Sheetの内容を踏まえつつ、1年に1度、プロジェクト進捗報告書を作成する。JICA南スーダン事務所に提出し、課題・成果の確認や、その後の対応方針についての協議・確認を行う。JICA本部より運営指導調査等の現地調査が実施される場合は、必要な便宜を供与する。

プロジェクト終了に際しては、JICA南スーダン事務所や関連部署と協議の上、プロジェクト事業完了報告書を作成する。プロジェクト終了時におけるプロジェクト目標の達成状況やインパクト、成果・活動の結果については、ワークショップやプロジェクト最終報告会等を開催し、プロジェクト内外の関係者に対して広く報告・発信する。

(6) プロジェクト終了時におけるマニュアル等の政府内承認や機材の引き渡し

プロジェクト期間中に作成したマニュアル・ガイドライン等は、C/P省庁等において正式に承認されるよう働きかけ、プロジェクト終了後も活用方法を含むマニュアル管理をC/Pが遂行できる体制を整備する。著作権については、引用箇所や写真など著作権・使用許諾等に問題ないことを確認する。

プロジェクト期間中に調達した機材については、C/Pによる維持管理体制を確認の上、引き渡しを行う。なお、プロジェクト終了時点で次期フェーズが計画されている場合には、JICA南スーダン事務所と協議の上、対応すること。

(7) 「スポーツと開発」に関連する研究活動や会議・セミナー等への協力

JICA緒方研究所にて実施中の「スポーツと平和・開発に係る研究」に対し、必要な便宜供与や、現地での調整・側面支援を行う。

JICA内外のセミナーや国際会議等の際、JICAからの依頼に基づき、「スポーツと開発」の観点より、本事業の進捗や活動状況、確認された成果や教訓等についての状況共有や資料提供、必要に応じて発表・参加をする。

【成果1に係る業務】

成果1：スポーツ省のNUD関連活動に関する、事業計画、実施、監督及び評価、財政管理能力、調整能力が強化される。

主な活動：（1）NUD関係者の能力強化・研修の実施、（2）NUDの継続開催と効果測定の実施、（3）継続的なNUD実施のための実施体制の確立。

(1) NUD関係者の能力強化、研修等の実施

- 1) 全国スポーツ大会や地方大会を実施する他国事例の視察や、NUD実施に係る関係者のニーズ調査を行い、NUDを継続開催していくために能力強化が必要な課題を分析する（活動1-1）。具体的には、スポーツ省、教育省の上層部やタスクフォースメンバーを対象にした本邦研修（遠隔研修を含む。成果2（1）2）と合わせての実施を想定）や、省庁職員等実務関係者に対する本邦研修（遠隔研修を含む）、第三国の事例共有を行う。特に、全国スポーツ大会や地方大会の開催事例、様々な大会関係者との調整事例、スポーツを活用した開発課題への対応事例等に関する日本や他国の先行事例への理解を深め、NUDを継続開催していくうえでの課題の確認や、関係者に必要な能力強化及び研修内容を検討する。
- 2) 上記1)で確認した課題や、研修内容の検討結果に基づき、NUD実施に係る関係者（タスクフォースメンバー、中央・州政府職員、スポーツ指導者、審判など）に対する研修を計画・実施する。（活動1-2）

(2) NUDの継続開催と効果測定の実施

- 1) 年1回のNUDを開催に向け、各州の州政府代表者や代表コーチ等をジュバに招き、準備・調整会合（州会合）を少なくとも年2回開催する。NUDマニュアルに従い、競技内容・ルール、選手選考方法等を決定する（活動1-3）。その際、前年度に実施したNUDにおける活動成果や教訓を踏まえ、必要な改善・修正を行う。
- 2) 各州における活動（選手選考プロセスなど）をモニターし、州における選考方法を年に1度改善する（活動1-4）。タスクフォースメンバーによる地方のモニタリングや、効果測定調査の結果を踏まえ、選手選考における包摂性や女性の参加を阻害する要因を分析し、より良い選考方法を検討する。
- 3) NUDを毎年開催する（活動1-5）。NUD開催では、若年層によるスポーツ競技のみならず、選手や観客の平和や融和意識の醸成、行政とコミュニティの信頼構築、若年層の課題に対応した活動を検討する。その際、他の国際機関・NGOや民間企業等からの技術的・資金的支援等を受けた連携活動を実施する。また、NUD開催の効果測定調査や、国内外への積極的な広報・発信を行う。効果測定調査は、これまでの効果測定調査の結果を参考にし、現地再委託契約により実施する。主に大会運営者、参加選手、観客等に対するNUD前後での質問票やインタビューによる調査を想定し、NUDを通じた平和や相互信頼・融和、包摂性・公平性に対す

る理解度や意識・認識の変化を調査する。

(3) 継続的なNUD実施のための実施体制の確立

- 1) スポーツ省よりNUD開催予算を増加すべく、スポーツ省内のNUD開催の重要性についての理解度向上に努め、スポーツ省大臣及び次官に南スーダン政府による予算確保について働きかける（活動1-6）。スポーツ省及びタスクフォースチームがNUD開催の主体であるという認識は年々浸透してきているものの、南スーダン政府自体の予算不足や、公務員給与遅配も見られる中、スポーツに関する活動に対し、政府予算の確保が見込まれる状況にない。外部からの持続的な資金動員を検討する一方で、将来的な持続的なNUD開催に向け、部分的にでも政府から予算確保に向けた働きかけを継続する。
- 2) 過去実施されたNUD及び本事業で開催支援するNUDについて、準備・実施プロセスやNUDの開催結果を評価し、既存のNUDマニュアルを改訂する（活動1-7）。改訂したマニュアルは、プロジェクト最終年次に南スーダン政府内で最終案として承認されるよう働きかけ、プロジェクト終了後のNUD実施体制を確認し、NUDが継続される体制を整備する。

【成果2に係る業務】

成果2：ジュバ及びパイロット州の学校やスポーツクラブ・アカデミーにおいて、スポーツを通じた若年層育成による平和促進活動のための実施体制が構築される。

主な活動：（1）学校体育及びスポーツ教育の現状把握、（2）パイロット事業の計画・実施、（3）パイロット事業のモニタリング評価及び今後の活動展開方針・方策の検討。

(1) 学校体育及びスポーツ教育の現状把握

- 1) ジュバ市内の学校及びスポーツクラブ・アカデミーにおけるスポーツの活動状況に係る調査を2021年3月～8月に実施している。これに加え、スポーツ指導者や学校の体育教員の配置状況や人材育成状況に係る調査を実施する（活動2-1）。
- 2) タスクフォースメンバーを中心に本邦研修（遠隔研修含む、上記成果1（1））と合わせての実施を想定）を実施する。特に日本の学校体育（部活動を含む）・スポーツ指導者の育成体系、スポーツを通じた若年層エンパワーメントの事例（スポーツ少年団等）を共有する。（活動2-2）。
- 3) 上記1）及び2）の結果を踏まえ、学校体育やスポーツ指導者育成に係る課題を確認し、コミュニティレベルの活動実施主体となる学校やスポーツクラブ・アカデミーの能力強化が必要な課題を分析する。（活動2-2）
- 4) 能力研修を行うための国内外のリソース情報を収集・確認する。その際、コミュニティレベルの活動において現地リソースとなり得る過去のNUD参加者（平和大使と称する）の活動参加に対する関心や活動参加にあたっての課題や支援ニーズを確認する。（活動2-2）

(2) パイロット事業の計画・実施

- 1) タスクフォースにて、コミュニティレベルのスポーツを通じた平和促進活動に係るパイロット事業の対象とする学校やスポーツクラブ・アカデミーの選抜基準を検討する。学校やスポーツクラブ・アカデミーの運営管理者（運営委員会やPTAなど）やコミュニティと合意形成の上、パイロット事業の対象を選抜する。

なお、パイロット事業の対象は、中央エクアトリア州ジュバ市内の学校4校（初等学校2校、中等学校2校）及びスポーツクラブ・アカデミー4団体程度を想定する。具体的な選定基準や対象数については、タスクフォースの対応能力や活動の規模を踏まえながらC/Pと調整・検討する。（活動2-3）

- 2) 選抜された学校やスポーツクラブ・アカデミーと共に、パイロット事業案を検討・計画する。その際、上記（1）4）で確認した平和大使の活用を検討する。また、教育省やスポーツ省、学校やスポーツクラブ・アカデミー、コミュニティそれぞれのスポーツ活動に対する立場や考え方に注意し、パイロット事業を通じてそれぞれの人々・組織が期待する成果・活動を明確にし、パイロット事業実施に対する主体性を確保することが重要となる。その際、スポーツ競技力の向上や若年層の平和促進意識の醸成、若年層のライフスキル開発や心理的ケアなどのニーズが確認された場合は、上記（1）3）で確認された能力強化が必要な課題と合わせ、パイロット事業で対応すべき課題として確認する。（活動2-3）
- 3) 上記2）で計画されたパイロット事業実施を実施するために必要な研修を、（1）3）、（2）2）で確認された課題に即して計画・実施する。具体的には、中央・州政府職員に対する本邦研修（遠隔研修を含む）、学校やスポーツクラブ・アカデミーの運営管理者や教員、審判・スポーツ指導者に対する現地国内研修などを想定する。特に、他国の指導例（日本、ルワンダ、南アフリカ、ウガンダなど）を参考にしながら、C/P・現地スポーツ指導者と共に、YES for Peaceの体育・スポーツ教育指導ガイドライン（案）として作成し、教員、審判・スポーツ指導者に対する研修で試行する。（活動2-4）
- 4) 上記2）で計画されたパイロット事業を実施する。（活動2-5）

（3）パイロット事業のモニタリング評価及び今後の活動展開方針・方策の検討

- 1) 上記（2）の研修及びパイロット事業の結果をモニタリング・評価する。（活動2-6）
- 2) 特に教員、審判・スポーツ指導者に対する研修に関しては、（2）3）の試行結果を踏まえ、YES for Peaceの体育・スポーツ教育指導ガイドラインとしてプロジェクト最終年次に取りまとめる。その際、学校・スポーツクラブ・アカデミーやコミュニティが期待するスポーツ活動による成果・活動の要素（スポーツ競技力の向上や若年層の平和促進意識の醸成、若年層のライフスキル開発や心理的ケアなど）を反映する。（活動2-6）
- 3) パイロット事業から得られた経験・教訓を踏まえ、タスクフォースがコミュニティレベルのスポーツを通じた平和促進活動を継続的に実施・展開していくために必要な活動を検討する。特に、成果2に係る関係者の更なる能力強化や、パイロット対象コミュニティ以外への活動の展開、コミュニティレベルでの継続的な活動実施に必要な対応策を検討する。（活動2-7）

【成果3に係る業務】

成果3：スポーツ省及び教育省と活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）及び協力機関（スポーツ支援団体、国際機関・NGO、各国大使館、民間企業等）とのスポーツを通じた平和促進活動に関する連携プラットフォームが構築される。

主な活動：スポーツを通じた平和促進活動が持続的に実施される体制構築を目的とした（1）スポーツを通じた平和促進・調整会議の定期開催、NUDにおける資金動

員、（２）コミュニティ活動レベルにおける資金動員の促進、（３）タスクフォース活動全体における外部支援動員戦略の策定。

- （１）スポーツを通じた平和促進・調整会議の定期開催、NUDにおける資金動員
- １）活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）及び協力機関（スポーツ支援団体、国際機関・NGO、各国大使館、民間企業等）とのスポーツを通じた平和促進・調整会議を定期的に開催する。（活動3-1）
 - ２）１）に係る活動を通じ、若年層を対象としたスポーツを通じた平和促進活動への資金的・技術的な継続支援を呼びかける。これまでのNUD開催の際には、事前に協力機関を集めたパートナー会議を開催し、NUDに対する資金的・技術的支援を呼び掛けてきた。本事業においては、次の３点を含め、継続的な支援を呼びかける。（活動3-2）
 - 開発パートナー以外へのアプローチ：これまでのNUDへの支援は、主に平和構築や若年層支援を主目的とした開発パートナー（国際機関、大使館・ドナー、NGO等）や民間企業が中心であった。他方、他国における国際サッカー連盟などの国際競技連盟や国内外のプロスポーツクラブ等からの支援事例などを参考に、スポーツ競技の振興やスポーツ人材の育成の観点から関心を持つスポーツ競技団体からも継続的な支援を得られる可能性を追求する。
 - コミュニティレベルでの活動（成果２）に対する支援の呼びかけ：NUDのみならず、学校やスポーツクラブ・アカデミー等によるコミュニティ主体のスポーツ活動に対しても、継続的な支援を呼びかける。
 - JICAを介さない資金動員メカニズムの検討：南スーダン政府に対する直接的な資金支援を国際機関や欧米ドナーが避ける中、NUD開催に対しては、いずれもJICAを介した形で外部支援を受けてきた。そのため、本事業終了後も継続的に外部資金を動員できるメカニズムの構築を模索する。
- （２）コミュニティ活動レベルにおける資金動員の促進
- １）コミュニティレベルでの活動に対する支援を得るためには、コミュニティレベルの活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）による主体的な活動や必要な能力強化を図る必要がある。具体的には、国内外でのスポーツ振興等に係る資金動員事例などを踏まえた本邦研修（遠隔研修含む）の実施や、パイロット事業の実施団体に対する現地国内研修を行う。かかる研修等を通じ、コミュニティレベルのスポーツ実施団体の資金動員に係る能力強化のニーズを把握する。（活動3-3）
- （３）タスクフォース活動全体における外部支援動員戦略の策定
- １）上記を踏まえ、タスクフォースが展開するNUD及びコミュニティレベルの活動に関し、継続的な外部支援を受けるための戦略を取りまとめる。

第8条 報告書等

（１）報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、（１）Monitoring Sheet、プロジェクト進捗報告書、プロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ（２）技術協力成果品を添付するものとする。（Monitoring Sheet No.1及びNo.2は詳細計画策定段階にて作成済み）

また、ベースライン調査及び効果測定調査等の調査結果については、この目的で収集したクリーニング済みのデータセットについても併せて提出すること。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内会議等に必要な部数は別途用意すること。

	レポート名	提出時期	部数
2021年9月 ～ 2024年11月	業務計画書 共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10営業日以内	和文:5部
	ワークプラン	2021年9月下旬	英文:10部
	Monitoring Sheet No. 3	2022年3月上旬	和文:3部 英文:10部
	Monitoring Sheet No. 4	2022年9月上旬	和文:3部 英文:10部
	プロジェクト進捗報告書	2022年9月上旬	和文:5部
	Monitoring Sheet No. 5	2023年3月上旬	和文:3部 英文:10部
	Monitoring Sheet No. 6	2023年9月上旬	和文:3部 英文:10部
	プロジェクト進捗報告書	2023年9月上旬	和文:5部
	Monitoring Sheet No. 7	2024年3月上旬	和文:3部 英文:10部
	Monitoring Sheet No.8	2024年9月上旬	和文:3部 英文:10部
	プロジェクト事業完了報告書	2024年11月中旬	和文:5部 英文:10部 CD-R:3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA南スーダン事務所とコンサルタントで協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- ①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ②プロジェクト実施の基本方針
- ③プロジェクト実施の具体的方法
- ④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥PO及び業務フローチャート
- ⑦詳細活動計画
- ⑧要員計画
- ⑨先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑩その他必要事項

2) プロジェクト進捗報告書、プロジェクト事業完了報告書記載項目（案）

- ①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ②活動内容（業務フローチャートに沿って記述）

- ③プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④プロジェクト目標の達成度（運営指導調査時の概要等）
- ⑤上位目標の達成に向けての提言
- ⑥今後の活動計画（進捗報告書のみ）
- ⑦添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）
 - PDM（最新版、変遷経緯）
 - 業務フローチャート
 - 詳細活動計画
 - 派遣実績（要員計画）（最新版）
 - 研修員受入れ実績
 - 供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
 - 合同調整委員会（JCC）議事録等
 - その他活動実績、主要な面談録等

注）④、⑤及び⑦の引渡しリストは完了報告書のみ記載

（2）技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書及び完成直後のモニタリングシートに添付して提出することとする。

- 1) 効果測定調査
- 2) NUDマニュアル（改訂版）
- 3) YES for Peace 体育・スポーツ指導ガイドライン
- 4) NUD開催やコミュニティレベルの活動への継続的な外部支援を受けるための戦略文書

（3）Monitoring Sheet

別途JICAが指定する様式に基づき、C/Pを含む関係者とともにMonitoring Sheetを作成し、6か月毎に更新を行うとともに、半年毎にJICAへ提出する。

（4）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICA南スーダン事務所に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA本部に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

（5）収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA図書館の提携様式）を提出する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、2021年9月の業務開始から2024年11月までの約38ヶ月間を複数年度業務実施契約にて実施する。2022年3月上旬を目途にMonitoring Sheet Ver. 3を提出する。その後、約6か月おきにMonitoring Sheetを提出し、2024年11月までに事業完了報告書を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 74 人月 (M/M) (現地: 43 M/M、国内31 M/M)

本邦研修に関連する業務人月も本見積に含めて下さい。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/平和構築(2号)
- ② スポーツ行政/研修(2号)
- ③ 若年層エンパワーメント促進/広報
- ④ 指導者育成/体育
- ⑤ スポーツ振興/資金動員
- ⑥ 心理社会ケア

(3) 現地業務期間における日当・宿泊費について

南スーダンに渡航するJICA邦人関係者は、JICA南スーダン事務所が指定する宿舎に宿泊します。宿泊費(光熱費、共益費、家具賃貸料に相当する額を含む)はJICA事務所にて支払いを行っているため、見積書では計上しないこととします。他方、朝食代・夕食代見合いとして一夜当たり5,800円を計上すること。

(4) 供与機材の調達

業務上必要な現地調達機材は下表のものが想定されるが、必要な機材または数量の変更があればプロポーザルの中で提案すること。これら機材については、コンサルタントはプロジェクトの機材としてC/P機関と協力し、管理する。

なお、先行案件を通じ、複合コピー機1台、プロジェクター1台及びカラーレーザープリンター1台を供与しており、経年劣化はあるものの活用可能の見込み。また、本事業にてノートPC5台を供与済みである。

プロジェクト専門家が使用する車両については、JICA南スーダン事務所にて本事業用の防弾車1台を貸与する予定であり、本事業での車両調達は予定していない(必要に応じ、JICA事務所と相談の上、追加手配を検討することも可能)。なお、先行案件にて、車両1台を供与しており、本事業のC/Pが使用している(燃料、維持管理等は先方負担)。

No.	機材名	数量
1	ノートPC	3

(5) 一般業務費

1) NUD開催に係る費用

NUDの開催に必要な経費（選手の交通費、関係者の宿舎・食事の手配、スポーツ用品の調達、警備員の備上費など）については、外部資金動員を行いながら、JICA南スーダン事務所より直接支給する予定であるため、計上は不要とする。但し、調達や経理に必要な書類の取り付けや、C/Pや支援団体との調整については、業務従事者にて対応すること。

2) 現地における傭人費

本事業における傭人費は、自動車運転手を計上すること。また、プロジェクトの運営を補佐する現地事務員・補助員等を計上することも可能とする。

但し、南スーダンでは、プロジェクトで現地事務員・補助員等を傭上することに対し、C/Pから極めて大きな抵抗を受けることがある（行政官の給与遅配が常態化する中、プロジェクト直雇用の事務員・補助員が比較的に高額な給与を受給する状況は受け入れがたいという問題提起が先行案件や他事例にて発生）。そのため、C/Pとの信頼構築やプロジェクト活動の円滑な実施のため、事務員・補助員等を傭上する場合には、事前にその業務目的や選定方法等について、JICA南スーダン事務所に事前に相談の上、C/Pの十分な理解を得ること。

3) 車両に係る費用

プロジェクト専門家が使用する車両については、JICA南スーダン事務所にて本事業用の防弾車1台を貸与する予定であり、車両保険や修理は南スーダン事務所が支出する。日常の燃料費や維持管理に係る費用のみ見積書に計上すること。

なお、C/P等の南スーダン人が本事業の実施に車両移動が必要な場合は、現地にてレンタカーを借上することは可能。C/P機関と延べ7.5台/月を上限にJICAで費用負担することを合意しているため、係る費用を見積書に計上すること。

4) 旅費・交通費

本事業では、以下の業務において、C/Pによる首都（ジュバ）～地方間の出張を予定しています。

- ベースライン調査 3回（タスクフォースメンバーによる地方出張）
- NUDに係る州会合（全体）2回/年（各州関係者によるジュバ出張）
- NUDに係る地方モニタリング 1回/年（タスクフォースメンバーによる地方出張）

南スーダンでは、開発協力機関の協力による研修において、地方から関係者を集める場合、日当（必要な場合）、交通費（必要な場合）及び宿泊費（必要な場合）の支払いが慣例として常態化していません。本事業において、首都ジュバにて会合等を開催する場合、ジュバ市外からの研修参加者に対し、交通費及び宿泊費を提供します。

上記費用については、見積書にて計上すること。計上の際は、日当（交通費込み）3,200円/日、宿泊費9,700円/泊で計算すること。また、地方都市とジュバ間の空路移動に関しては、一人あたり往復15,000円で計算すること。

5) プロジェクトオフィスの維持管理費、通信費等

見積書に計上すること。以下の過年度支出実績を参照すること。ただし、主要な支出実績であるため、オフィスの備品や消耗品等については、別途、必要経費を計上すること。

- プロジェクトオフィス清掃代：約 200,000 円/年
- 発電機・燃料代等：約 1,000,000 円/年
- インターネット：約 800,000 円/年
- 携帯電話（エアタイム等）：100,000 円/年

(6) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への現地再委託による実施とします。係る費用については、別見積もりとすること。

- 効果測定調査（1回/年×3年）

ただし、現地再委託においても、上記2)のとおり、調達手続きを開始する前に、C/Pの意向を十分に確認すること（先行事例では類似事例にてローカルコンサルタントとの契約に基づき実施した例あり）。

また、各活動において現地国内研修の実施を提案する場合、必要に応じて現地再委託を認めます（例；指導者育成、スポーツ振興など）。プロポーザルの中で対象分野や実施方法を提案し、必要経費を計上すること。

なお、現地再委託等にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

(7) 国別研修に係る経費

本事業では以下の国別研修の実施を想定しています。

- スポーツ行政（省庁上層部、タスクフォースメンバー対象）（遠隔研修1回、本邦研修1回）
- スポーツ行政（省庁職員等実務者対象）（遠隔研修1回、本邦研修1回）
- 学校体育（遠隔研修1回、本邦研修1回）
- スポーツ振興（遠隔研修1回、本邦研修1回）

なお、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2017年6月）」に則り、業務実施契約に包括する業務の対象は、原則「実施業務」のみとし、それ以外の「受入業務」及び「監理業務」は、JICA 国内事業部／国内機関又は事業担当部で対応する。（ただし、個別案件の都合等（例えば受注者の希望により、監理業務や国内の宿泊・移動手配等の受入業務を受注者の業務とすることも可能）により、上述の原則とは別に業務範囲を設定することも可能であるため、希望等あれば技術提案書に記載すること）

本案件の技術提案書においては、招へい・国別研修（及び遠隔研修）の詳細プログラム案などを提出する必要はないが、招へい及び国別研修実施に係る必要経費については、別見積もりとすること。

但し、新型コロナウイルス感染症の流行状況により渡航見合わせや、1研修あたりの対象人数の見直し、遠隔研修への変更となることも考えられる。あるいは、研修二

一ズや感染状況を踏まえ、第三国での研修実施への変更の可能性も検討する。かかる変更が発生した場合は、JICA南スーダン事務所と都度協議し、必要に応じ契約変更等を検討すること。

(8) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- 事業事前評価表
- 協議議事録 (Record of Discussions:R/D)
- R/D 変更 M/M (Minutes of Meeting:M/M)
- 個別専門家「スポーツを通じた平和促進」ファイナルレポート

2) 貸与資料 (問い合わせ先：南スーダン事務所 ss_oso_rep@jica.go.jp)

- 詳細計画策定調査結果、添付資料 (国内有識者インタビュー記録など)
- NUD マニュアル (英文)
- NUD 効果測定調査報告書 (第3回 NUD、第4回 NUD) (英文)
- 学校調査結果 (2021年3月) (英文)

3) 公開資料

- 南スーダン国スポーツを通じた平和構築のための情報収集・確認調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032858.html>
- 「スポーツと開発」事業取り組み方針
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/sports/index.html>
- JICA 緒方貞子平和開発研究所「スポーツと平和・開発に関する研究」
https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/research/strategies/strategies_20190801-20220331.html

(9) 対象国の便宜供与 (必要な場合に記載)

- 1) カウンターパートの配置
- 2) プロジェクトオフィス、各種設備の提供

(10) その他留意事項

1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

2) コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICA 南スーダン事務所などにおいて、十分な情報収集を行う

とともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

プロポーザル作成に際しては、必ず南スーダン国の安全対策措置（渡航措置及び行動範囲）、国別の安全対策マニュアルを確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成すること。

（参考）JICAの国別安全対策情報：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

南スーダンにおける主な行動範囲は次の通り。但し、現地の治安状況等により変更が生じる可能性があるため、渡航前の安全管理部によるブリーフィング及び南スーダン事務所による到着時のブリーフを受けること。また、JICA南スーダン事務所および安全対策アドバイザーによる日常的な安全対策に係る連絡・指示を厳守すること。

- 1) ジュバ渡航に際し、事前に必要な書類（渡航連絡票、安全管理情報シート、緊急連絡先届）をJICA南スーダン事務所に提出し、JICA安全管理部の渡航承認を得ること。
- 2) 邦人が活動可能な範囲は、ジュバ市街地を中心する定められた地域のみであり、ジュバ市以外への移動は不可とする。
- 3) JICA邦人関係者はJICA事務所が指定する宿泊施設を利用する。
- 4) JICA邦人関係者は、JICA南スーダン事務所が配備する防弾車の利用を必須とする。運転手の運転に注意し、事故等が発生した場合は速やかに南スーダン事務所に連絡し指示に従うこと。乗車中は必ず施錠し、シートベルトを着用すること。
- 5) ジュバ滞在中は、各自携帯電話及び無線機を携行すること（無線機はJICA事務所から貸与する。毎週、無線による通信チェックに参加すること）。
- 6) 移動にあたっては、IDカードまたは（有効な南スーダン査証や外国人登録を付した）旅券（写）を所持する（滞在が6か月を超える場合は、労働許可証の取り付けが必要）。
- 7) 原則として、18時～7時は外出禁止とする。
- 8) 有事の際は、JICA南スーダン事務所の指示に従い、国外退避もしくは予防的措置（一時退避）を実施する。なお、リスクが予見された時点で外出を取りやめること。

以上